

令和8年(2026年)2月18日(水)
第64回試錐研究会



温泉法に基づく 許可申請について

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
環境衛生係長 笹川 朋哉



00

はじめに



第1条

この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ✓ 温泉を保護:掘削の許可、増掘・動力装置の許可 など
- ✓ 災害を防止:採取の許可 など
- ✓ 適正な利用:利用の許可、温泉の成分の掲示、成分分析機関の登録 など
- ✓ 公共の福祉の増進:国民保養温泉地の指定 など

第3条 土地の掘削の許可

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

第11条 増掘又は動力の装置の許可

温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

今回はこのお話

第14条の2 温泉の採取の許可

第15条 温泉の利用の許可

第4条

※ 第11条の許可の申請があったときも同様

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号の
いずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が
掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める
技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると
認めるとき。
- 四～六 略(いわゆる欠格事由)

これらの場合に該当するかの判断のため、申請時には様々な資料等を求めていきます。

第4条

※ 第11条の許可の申請があったときも同様

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴う環境省令で定める技術上の基準を超過するとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるととき。
- 四～六 略(いわゆる欠格事由)

今回は主にこの部分に関連したお話。



これらの場合に該当するかの判断のため、申請時には様々な資料等を求めていきます。

01

温泉の利用計画

許可申請で最も大事な計画



温泉の利用などに関する申請事項・添付書類

掘削

✓ 利用目的(申請書)

✓ 利用計画書

増掘

✓ 増掘目的(申請書)

✓ 理由書

✓ 利用計画書

動力装置

✓ 装置目的(申請書)

✓ 理由書

✓ 利用計画書

✓ 揚水量(申請書)

✓ 揚水試験結果

利用計画書とは

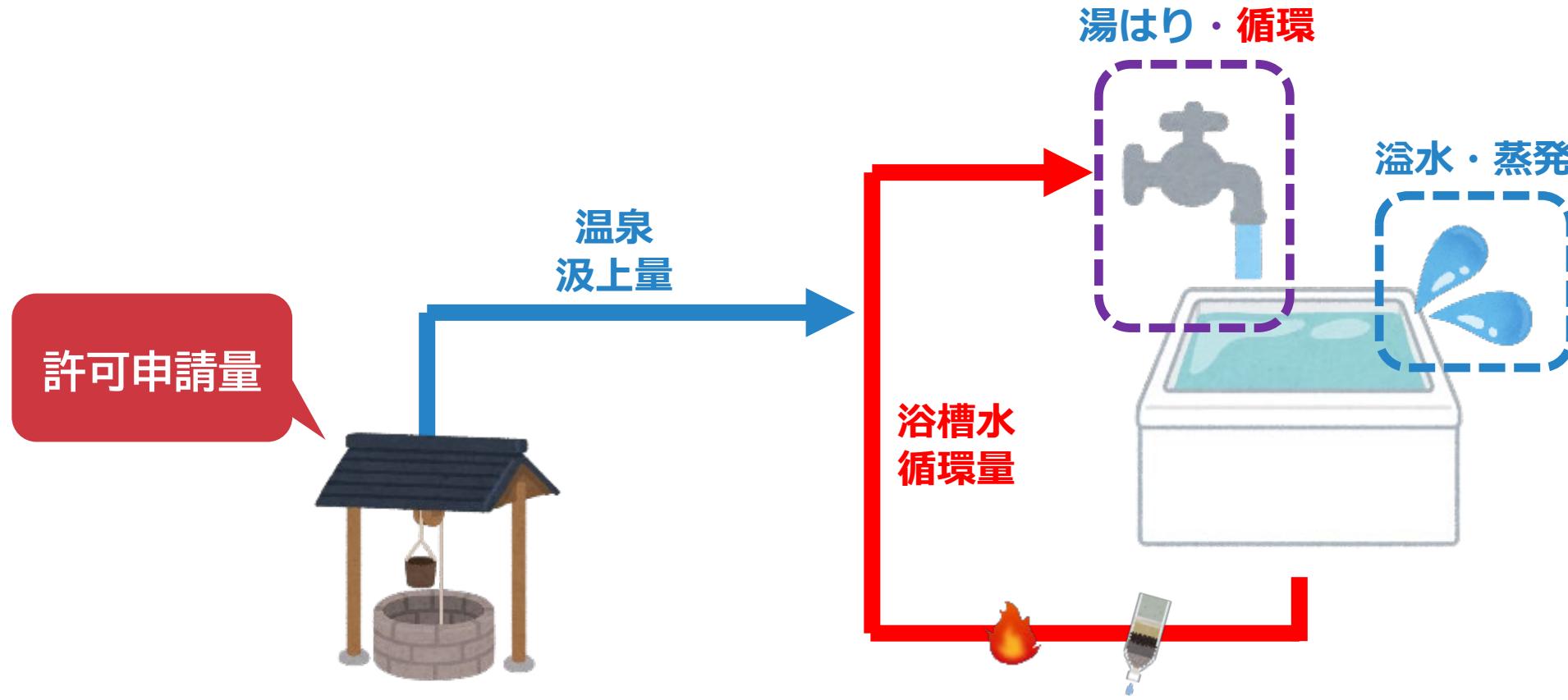
温泉をどのように汲み、利用し、排水するかを記載してもらうもの。



注意

特に循環ろ過方式の場合に注意

動力申請時は、井戸から揚水する量＝許可申請量として計画書を作成。

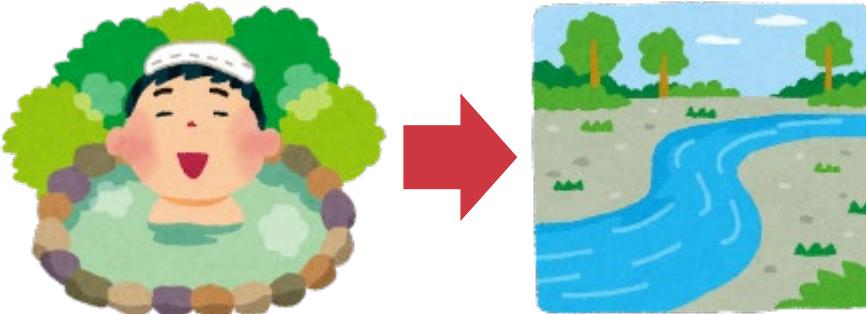


注意

利用計画書には排水に関する協議録を添付。

出来る限り具体的に協議をお願い

(特に河川等放流の場合)



- ✓ 温泉の利用量・排水量はどの程度か。
- ✓ 温泉の温度ははどの程度か。
- ✓ 温泉の成分中に重金属等は含まれないか
(周辺の泉質から見込みはないか)。
- ✓ 直近の状況を踏まえ相談しているか。



02

動力装置許可申請

希望する量の許可を得るには



温泉の利用などに関する申請事項・添付書類

掘削

- ✓ 利用目的(申請書)
- ✓ 利用計画書

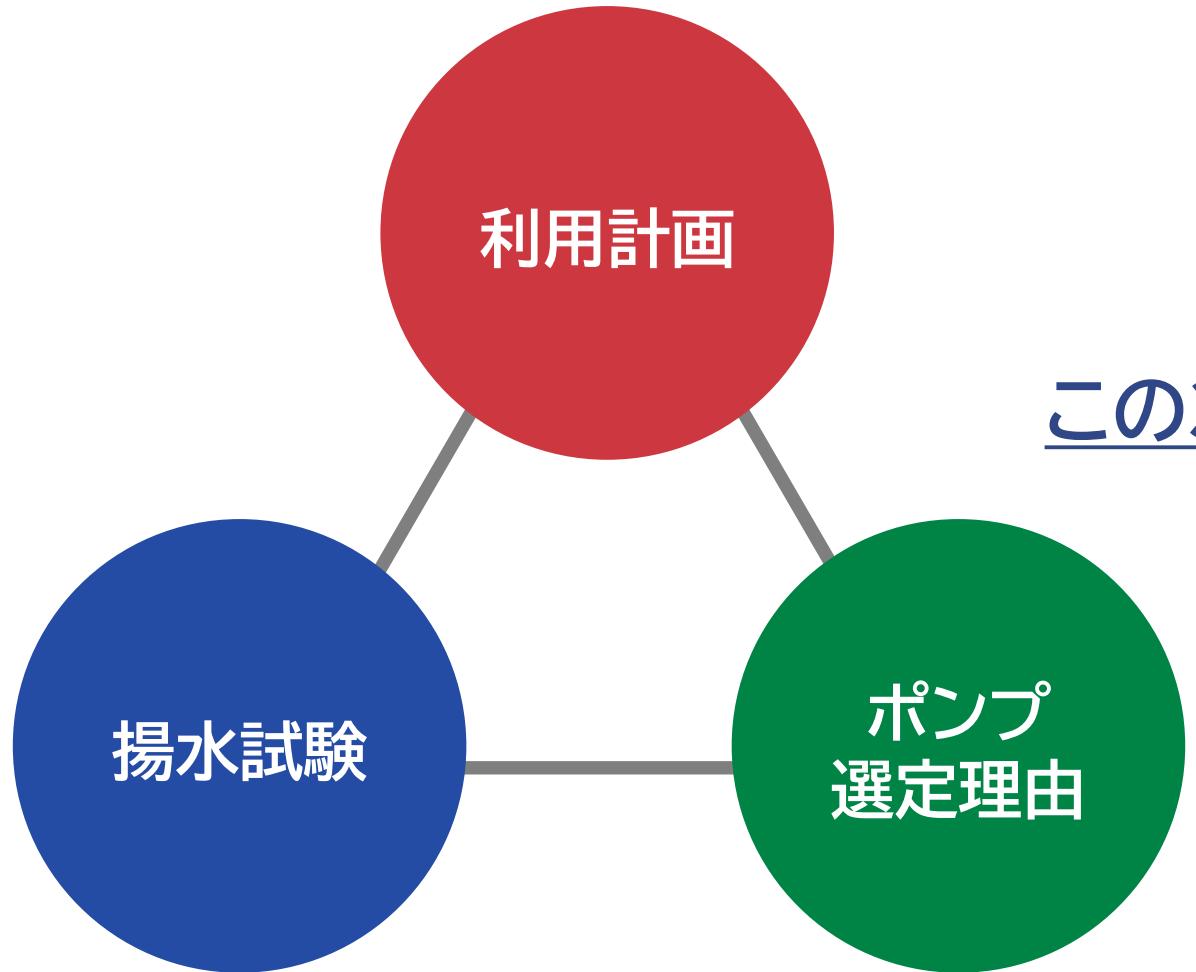
増掘

- ✓ 増掘目的(申請書)
- ✓ 理由書
- ✓ 利用計画書

動力装置

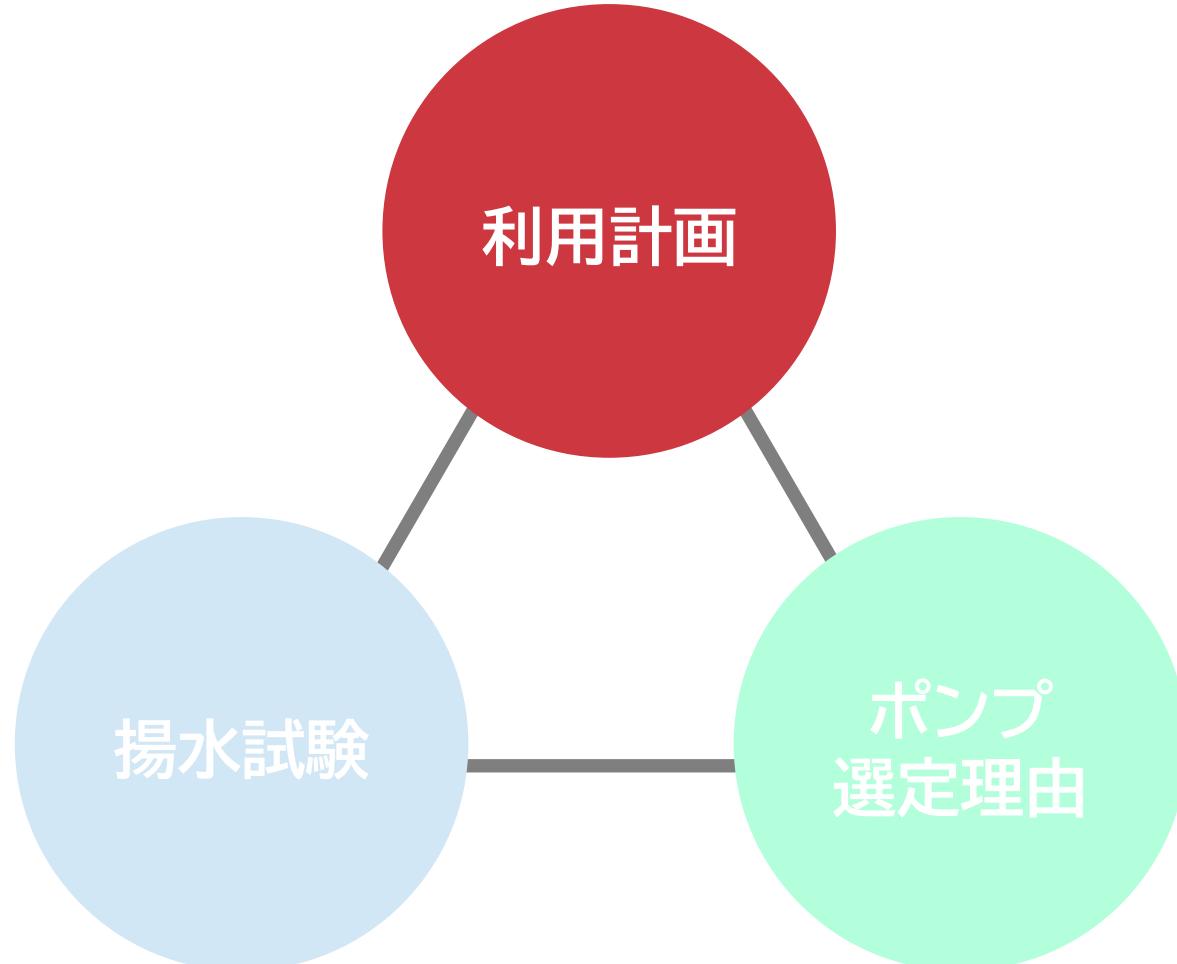
- ✓ 装置目的(申請書)
- ✓ 理由書
- ✓ 利用計画書
- ✓ 揚水量(申請書)
- ✓ 揚水試験結果

動力装置の許可を受けるには



この3つの整合が取れていることが前提

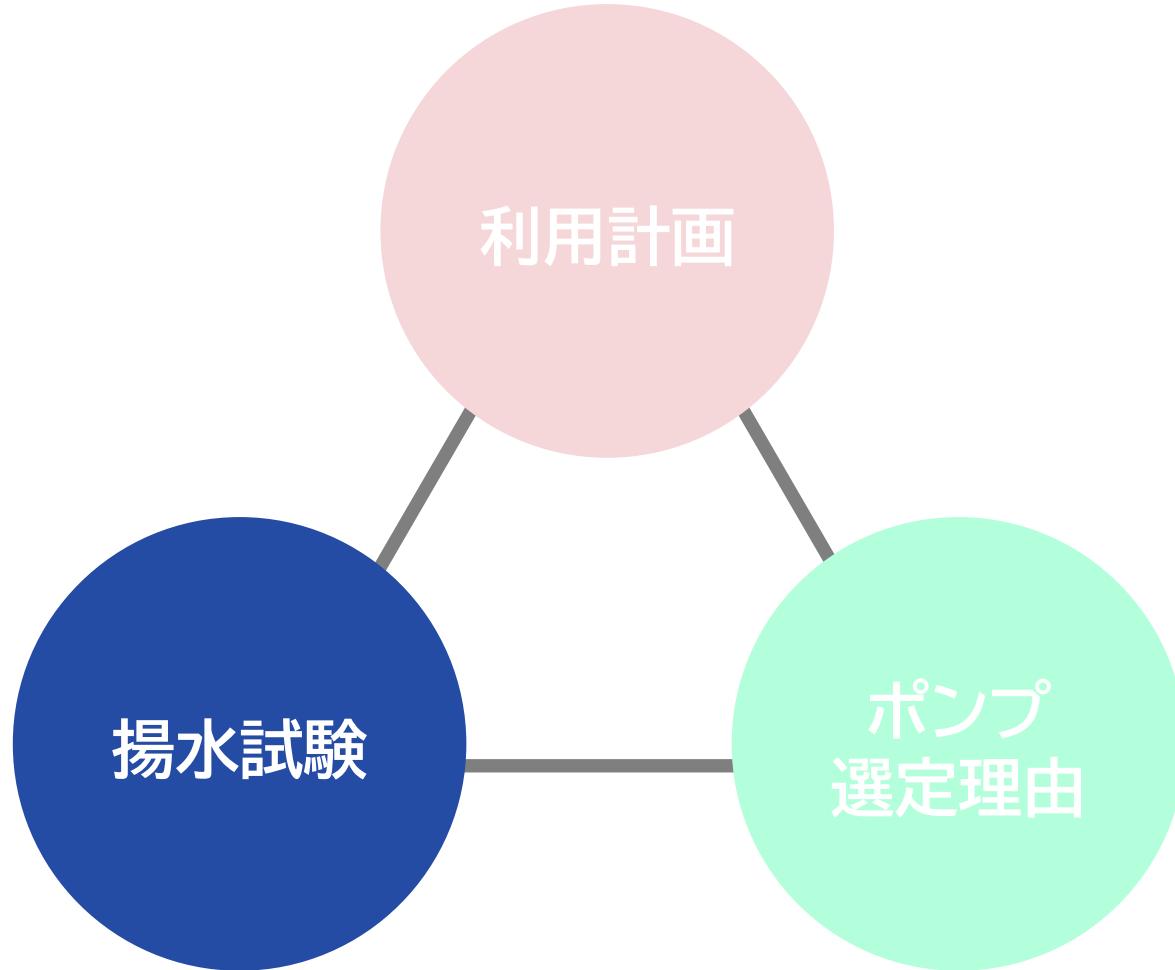
動力装置の許可を受けるには



利用計画

- ✓ 必要な温泉量が適切に算出されているか。
- ✓ 揚水試験で得られた適正揚水量の範囲内か。
- ✓ 利用計画量と同量で一定量試験が行われているか。
- ✓ 計画量の排水に問題はないか。など

動力装置の許可を受けるには



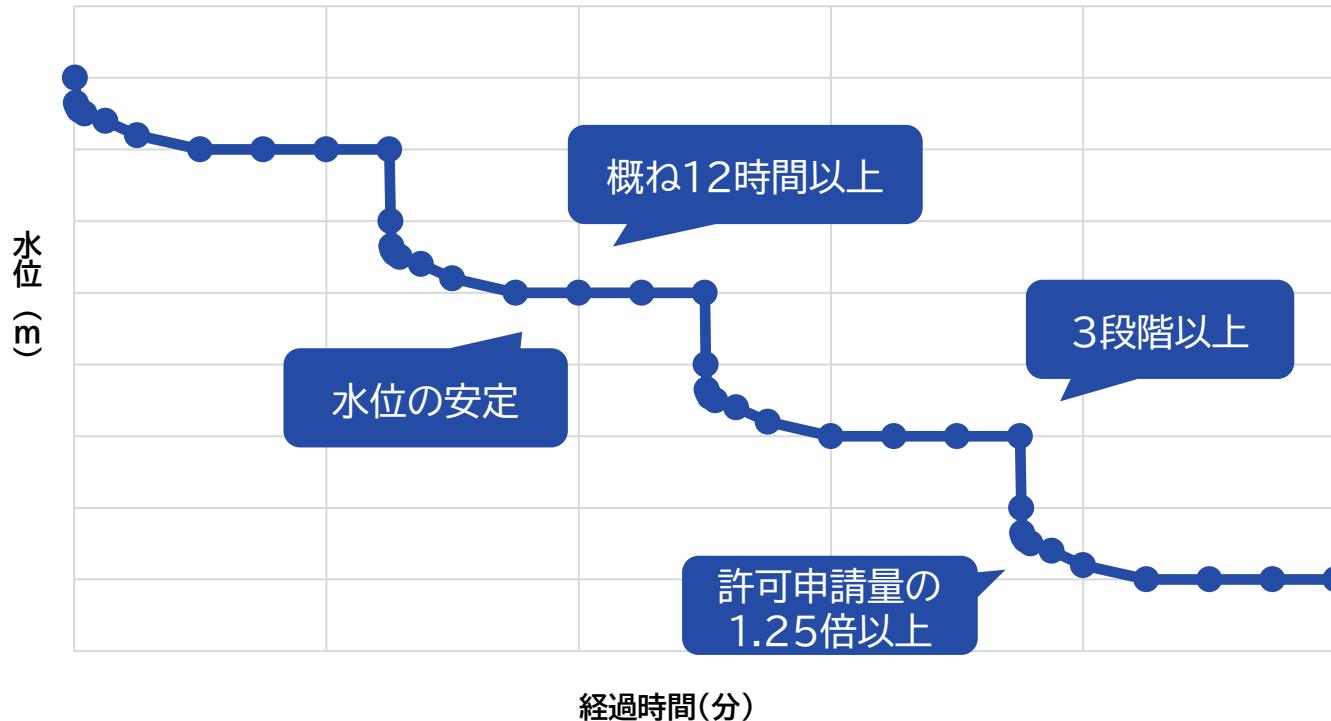
揚水試験

- ✓ 道の指針に基づき試験が行われているか。
- ✓ 望まない結果、通常どおりの試験が難しいなどはないか。
- ✓ 周辺への影響は適正に評価できているか。

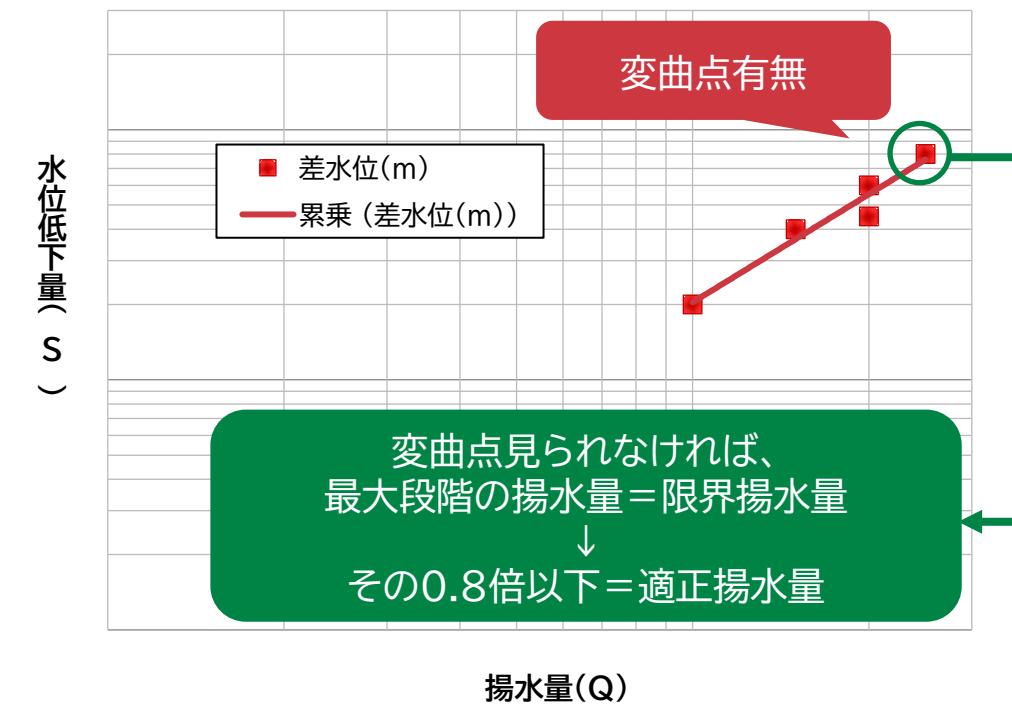
など

動力装置の許可を受けるには

揚水経過図

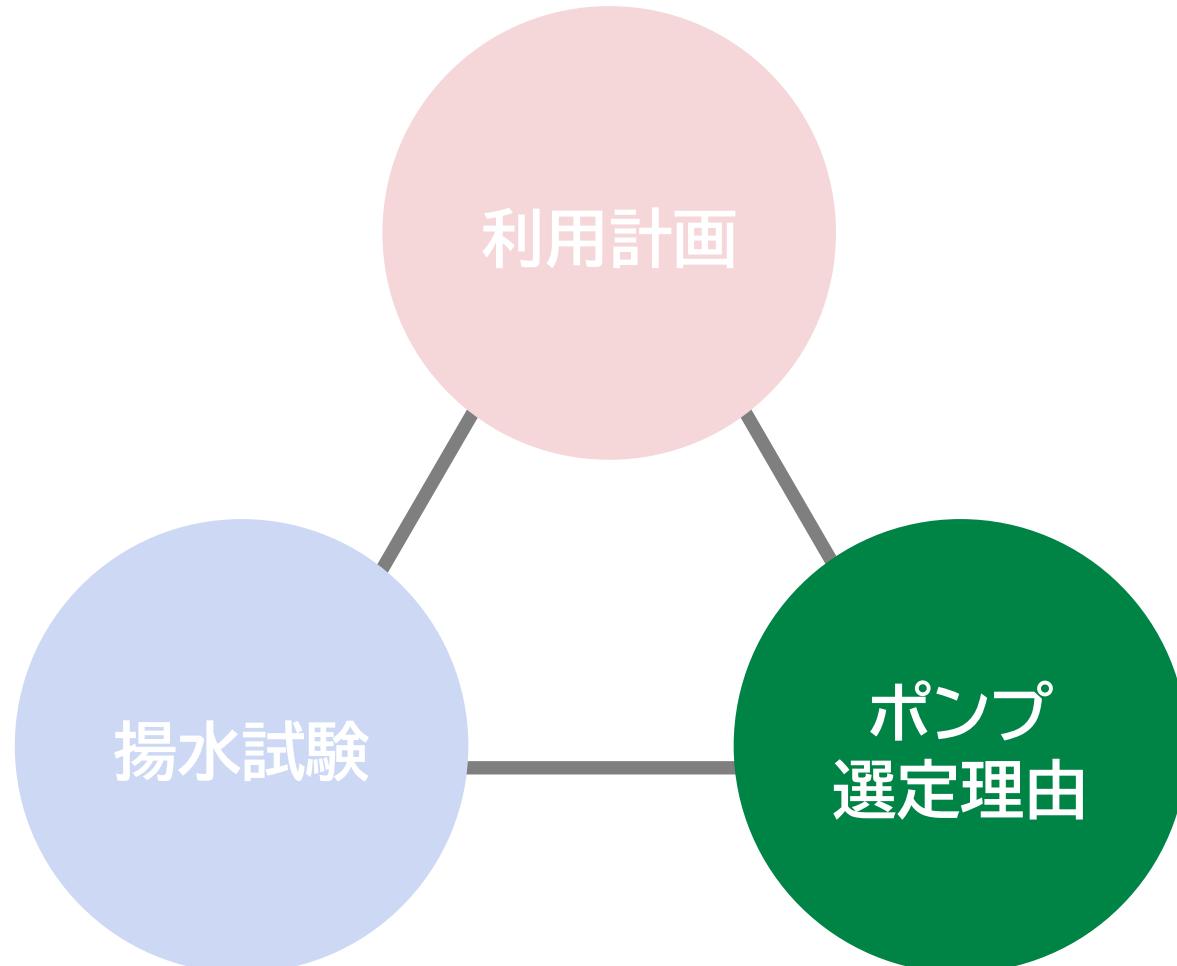


揚水曲線(S-Q曲線)



望ましい結果が得られなかつた場合は、出来る限り事前にご相談ください。

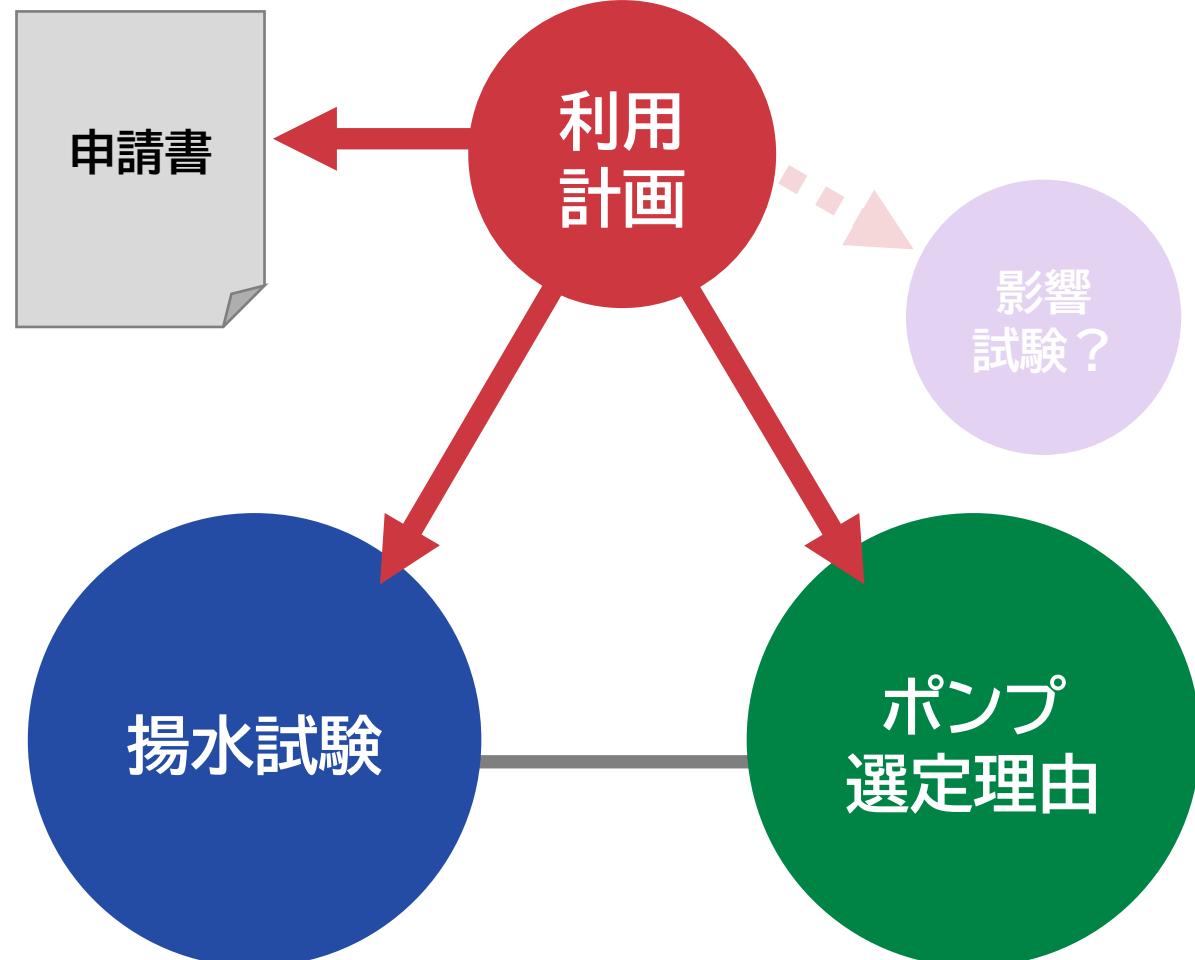
動力装置の許可を受けるには



ポンプ選定理由

- ✓ 揚水試験結果等を踏まえて、揚程・設置位置が算出されているか。
- ✓ ポンプ位置は過度に深くないか。
- ✓ 選定したポンプは過大でないか。
など

動力装置の許可を受けるには



どれかを修正した際は、
他の資料に影響がないか確認

- ✓ 利用計画に沿った試験結果
となっているか。
- ✓ ポンプは過大とならないか。
- ✓ 設置位置はそのままか。
- ✓ 申請書鑑の申請事項に変更
ないか。

など

03

同意取得・影響試験

影響あれば不許可事由



道では、掘削・増掘・動力装置場所の周囲500m以内の源泉所有者へ
申請内容について**同意の取得、影響試験の実施**を求めていきます。

安心して利用開始



安心して利用継続



どちらの側にとっても、自身の温泉を利用するための証明。

道では、掘削・増掘・動力装置場所の周囲500m以内の源泉所有者へ申請内容について同意の取得、影響試験の実施を求めています。

(お願い)

- 同意取得時には、掘削や動力装置の是非だけでなく、
影響試験に協力してもらえないかの確認に御協力ください。
- 掘削申請時に説明等行ったとしても、動力装置申請時には
再度申請内容の説明と同意取得に御協力ください。
- 郵送の返事がない場合など、同意の取得が得られない場合には、
できる範囲で現地訪問等により連絡取れないか確認いただきとともに、
理由書に対応経過の詳細を記載ください。

04

その他



次の内容について御協力をお願いします。

- ✓ 申請予定に関する保健所への事前相談
- ✓ 特殊な事案に関する事前相談
- ✓ 申請に必要な書類が揃っているかの自己点検
- ✓ 各書類で記載内容等の食い違いや誤りがないかの自己点検

よろしくお願いします



ご静聴ありがとうございました。

